

指定居宅介護支援事業所管理者 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部 介護保険課)

令和8年度前期分特定事業所集中減算に係る書類作成及び提出について（通知）

標記について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12老企36）第三10により、全ての居宅介護支援事業所は、判定期間中において作成したケアプランのうち、対象となるサービスのいずれかについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合、正当な理由の有無に関わらず、市長に書類を提出することとされています。

つきましては、今回通知の添付資料をよく確認され、様式1及び様式2を作成してください。さらに、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、当課までご提出ください。

提出された書類のうち、正当な理由の有無を当課において審査し、その結果については後日通知します。

記

1. 今回通知の添付資料

- ・別紙1 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の取り扱いについて
- ・別紙2 特定事業所集中減算 Q&A
- ・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算（提出用兼保存用）
- ・様式2 居宅介護支援における特定事業所集中減算（正当な理由があり、その件数を除外して再計算する場合）
- ・参考様式：内訳計算書

2. 作成及び提出書類

- ・様式1 居宅介護支援における特定事業所集中減算（提出用兼保存用）
※ 必要事項が記載されていれば、他の様式を利用することも可能です。
- ・様式2 居宅介護支援における特定事業所集中減算（正当な理由があり、その件数を除外して再計算する場合）
※ 別紙1の「正当な理由⑤または⑥」に該当する事業所のみ作成してください。
- ・80%を超えて、かつ、「正当な理由」がある場合は、確認資料も添付してください。
※確認資料については、別紙1をご覧ください。

3. 判定期間

令和8年度前期（令和8年3月～令和8年8月サービス提供分）

4. 提出期限

令和8年9月15日（火）【必着】

※ 提出期限後の提出は、その後の結果の判定に影響を及ぼす可能性もありますのでご注意ください。

裏面もご確認ください

5. 提出先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 健康福祉部 介護保険課 育成・支援チーム 宛

6. 届出様式のホームページ掲載場所

久留米市公式ホームページ<<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>>→トップページ下段の「組織からさがす」→「健康福祉部介護保険課」→「申請書」→「7-3. 居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算届出書」

7. 留意事項

- (1) 各サービスの紹介率がいずれも80%以下の場合は、書類の提出は不要です。(作成した書類は、事業所で5年間保存してください。運営指導等で確認します。)

ただし、「正当な理由5または6」に該当する利用者を算定件数から除外したことで80%以下となった場合は、書類の提出が必要です。

- (2) 前回減算対象であった事業所が、今回減算なしとなった場合であっても、その事実を確認するため、確認資料添付の上、ご提出ください。なお、ご提出いただいた書類を当課にて審査し、減算に該当しない旨が確認できた段階で、正式に「減算なし」としての算定が可能となります。

- (3) 新規指定や休止または廃止のため、サービス提供期間が判定期間の6か月を満たさない場合は、提出不要です。

【お問い合わせ先】

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム 高尾

TEL 0942-30-9247

FAX 0942-36-6845